

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に営業職の契約社員として採用され勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）に異動となり、同年〇月頃からラインオペレーター業務に従事していた。

請求人によれば、事業場への異動、事業場内での度重なる業務変更、嫌がらせ的扱い、無資格でのフォークリフト運転の強要、深夜シフトへの変更等により、徐々にストレスが蓄積し、また、平成〇年〇月〇日、作業機械と台座の間に挟まれ、骨盤を骨折するという業務災害に遭い、手術、入院を経た後、頭痛、めまい、吐き気、動悸、息切れ、不眠、焦燥感等の症状が顕著に現れるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、その意見書において、請求人は、遅くともEクリニックに受診した平成〇年〇月頃には、ICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」を発病しており、事業場に異動になったことを契機として、平成〇年〇月頃、症状が一定程度悪化したものと判断する旨意見している。

これに対し、請求人らは、請求人が、平成〇年〇月又は同年〇月頃にうつ病になった旨主張するので、当審査会として、改めて請求人の症状経過及び医学的見解等について検討し、判断すると、次のとおりである。

#### ア 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期等について

請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、①請求人は、平成〇年〇月にEクリニックに受診後、同クリニックにおいて治療を継続していないこと、②Fクリニックにおいて、請求人自身が、問診票に「社会不安障害」と記入しており、診療録上も、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月

○日までの間、社会不安障害の治療のために、パキシル、デパスが処方されていることが確認できること、③G医師作成の平成○年○月○日付け意見書には、請求人は、「F40.1 社会恐怖」であり、「(請求人には)18才頃からの潜行的発病で当院受診前に増悪した。」と記載が認められること、④H医師作成の平成○年○月○日付け意見書に、「平成○年○月○日以降でも複数回におよびうつ病エピソードをおこしているので、反復性うつ病性障害(F33)が妥当と考える。」との記載が認められること等を総合的に勘案すると、当審査会としては、遅くとも平成○年○月頃に、「F40.1 社会恐怖」ないし「F32 うつ病エピソード」を発病し、その後も治療が必要な状態であったものと判断する。

#### イ 請求人の症状の増悪時期について

請求人の症状の増悪時期について、①H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月頃から症状ははじまっていると考えます。」と意見していること、②I店長は、請求人は、平成○年○月に営業車で交通事故を起こしたが、事故当日の請求人は酩酊状態であり、また、請求人から、うつ病の持病があり、極度の緊張を伴う時は薬を服用している旨聞いたと述べていることに鑑みると、当審査会としては、平成○年○月頃に請求人の症状が増悪したものと判断する。

なお、H医師は、平成○年○月○日付け診断書に、「発症時期を『平成○年○月頃』と改めさせて頂こうと考えます。」と記載しているが、同診断書よりも後の時点で提出された同医師作成の平成○年○月○日付け意見書に、「平成○年○月頃から症状ははじまっていると考えます。」と記載されていることからすれば、前者の診断書を採用する理由は乏しいと言わざるを得ず、上記判断を左右しないものである。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化し

た部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱っているとされていることから判断すると、次のとおりである。

ア 業務中の交通事故について

平成○年○月○日付け会社作成の報告書からは、請求人が、平成○年○月○日、同年○月○日、同月○日、同月○日の計4回、業務中に、営業車での交通事故を起こしていることが認められ、この出来事は認定基準別表1「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するが、決定書理由に説示するとおり、いずれの事故に関しても、請求人が医療機関に受診した形跡はなく、負傷は軽症ないし無傷であり、事故の程度も悲惨とまでは言えないことから、当審査会としても、これら交通事故は、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当しないものと判断する。

イ 営業職から工員への職種変更について

請求人は、平成○年○月から、営業職から工員として勤務することとなったことが心理的負荷となった旨申し立てており、これを認定基準別表1に当てはめると、「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するが、当該配置転換による職種、職務の変化や理由・経過等を検討すると、決定書理由に説示するとおり、①請求人が業務中に、一般の方の乗用車のタイヤを蹴り上げる問題を起こしたことを捉え、会社が、請求人対人業務を任せられないとのことで営業担当から事業場へ異動させたことには、合理的な理由が認められること、②異動後の事業場における業務は、加工された木材の長さを測り、加工断面である仕口の目視検査を行うという一般労働者でも容易に対応できる品質管理業務であり、変化後の業務の負荷は軽微であるとみるのが相当であることから、当審査会としても、この出来事は、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当しないものと判断する。

ウ 労働時間について

労働時間集計表を精査するも、認定基準別表1の「特別な出来事」に示される「極度の長時間労働」は認められない。

エ 上記アないしウから、請求人の精神障害の悪化前おおむね6か月以内の業務に関連する出来事に関しては、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、業務起因性は認められないものと判断する。

なお、請求人らのその余の主張も子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものを見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。